

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会
福祉協力会助成金交付規程

(目的)

第1条 うるま市社会福祉協議会への協力活動と小地域活動を積極的に行い、うるま市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 助成金の交付を受ける対象団体は、うるま市内の自治会組織を対象として設置された福祉協力会とする。

(助成金の内容)

第3条 助成金の内容は次のとおりとする。

- (1) うるま市社会福祉協力会事業への協力活動費
- (2) 小地域福祉活動に関する事業費
 - ①声かけ・見守り活動
 - ②ふれあい・交流活動
 - ③助け合い・支え合い活動
 - ④地域づくり（まちづくり）活動
 - ⑤生活課題・発見活動
 - ⑥福祉協力・啓発活動
- (3) 福祉活動に必要な備品の購入費

(助成金の申請)

第4条 助成金を受ける福祉協力会は、福祉協力会助成金申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）に基づき提出しなければならない。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、該当地域における前年度社協会費（戸別会費）納付額の40%以内とする。

(報告)

第6条 助成金の交付を受けた福祉協力会は、事業終了後、福祉協力会事業報告書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、領収書の写し（様式第5号）に基づき報告しなければならない。

(余剰金の処理)

第7条 事業終了後における決算余剰金の処理については、有効的な目的を明らかにし

積み立てて活用することができる。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 31 日に施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。